

東京大学図書館憲章

東京大学は、東京大学附属図書館を、学習、教育及び研究のために不可欠な全学組織として設置し、人類の知的遺産の収集、保存、整理及び新たに創出される学知の世界への発信の拠点とする。

この務めを果たすべく、東京大学附属図書館は、本学における学習、教育及び研究活動を支える学術情報基盤としての役割を担うとともに、わが国における学知の収集、保存及び発信の中心の一つとして、全国の学術研究基盤の充実に貢献し、更に国際的な連携・協力のセンターとして、世界の学術機関との学術情報交流を行なうことにより、世界の学術コミュニティに奉仕する。

東京大学附属図書館の使命

- 1．東京大学附属図書館は、学習支援機能、研究支援機能及び保存機能を併せ持つ。総合図書館、駒場図書館、柏図書館は、本学の全ての学生に対して学習、総合的教養修得及び知的人格形成の場を提供し、もって各キャンパスにおける学習支援機能の中心的な担い手となる。部局図書館は、主に、本学における研究を支援するとともに、各部局の特性に応じて学習支援機能をも担う。
- 2．東京大学附属図書館は、本学における学習、教育及び研究の発展のために必要な各種の学術情報を収集、保存、整理し、資料の性質に応じて可能な限り広く本学内外の利用に供するとともに、所蔵する人類の貴重な知的遺産を責任をもって次の世代に伝える。
- 3．東京大学附属図書館は、本学の全ての学生に対し、学習及び教養修得のために必要な各種の学術情報を提供し、それを有効に活用しうるための施設、設備、スタッフ及び情報を整備する。
- 4．東京大学附属図書館は、増大する世界の学術情報を本学の全ての構成員が共有し、有効に活用しうるよう、専門的能力の向上及び情報システムの高度化のために不断の努力を行なう。
- 5．東京大学附属図書館は、蓄積された各種の学術情報と、それを有効に活用するための専門的知識を、適切な形で国内外に向けて発信する。